

吉備スマート IC の 24 時間化・大型車対応に伴う広報等業務委託仕様書（案）

1 委託名

吉備スマート IC の 24 時間化・大型車対応に伴う広報等業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 委託業務の背景及び目的

現在供用している吉備スマート IC は、山陽自動車道の吉備サービスエリアを活用して設置した簡易型のインターチェンジであり、立地条件等により利用時間及び利用可能車種に制限がかかっている。

そのため、岡山市は、国により整備が進められている一般国道 180 号総社・一宮バイパスの岡山市北区一宮山崎～今岡間（延長 0.7km）と接続することで、吉備スマート IC の 24 時間化・大型車対応に向けた吉備スマートインターチェンジ改築事業を実施しており、令和 7 年度内の完成を目指している。

本事業により、高速道路と市内の道路ネットワークの連携が強化され、広域物流や救急活動の円滑化、交通分散による市内中心部の渋滞緩和、企業誘致による雇用創出、観光の振興等が期待される。

なお、将来的には、地域高規格道路「岡山環状道路」の一部を構成する一般国道 180 号岡山環状南道路（延長 2.9km）が令和 8 年度内に開通予定であり、さらなる広域交通・物流拠点との連結性の向上等が期待される。

本業務は、岡山市民をはじめとして、市内外の物流事業者や高速道路利用者等に吉備スマート IC の 24 時間化・大型車対応及びその効果を広く周知・広報することで、吉備スマート IC の利用を促進することを目的とする。

※吉備スマート IC の 24 時間化・大型車対応の事業詳細については以下の Web サイト及び公表されている報道資料等を参照すること。

・岡山市ホームページ「吉備スマートインターチェンジ改築事業について」

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000048818.html>

・中国地方整備局ホームページ「総社・一宮バイパス」

<https://www.cgr.mlit.go.jp/okakoku/okakoku/templates/front/pdf/souja-ichinomiya.pdf>

・中国地方整備局ホームページ「岡山環状南道路」

<https://www.cgr.mlit.go.jp/okakoku/okakoku/templates/front/pdf/okayama-kanjou.pdf>

4 業務の内容

(1) 広報動画の作成

吉備スマート IC の存在や 24 時間化・大型車対応等について、強く印象付けることで、利用促進につなげるための広報動画を作成すること。

①以下の要件を満たすこと。

- ・動画は横型 15 秒とすること。
- ・吉備スマート IC の供用開始日時及び 24 時間化・大型車対応、ETC 専用の旨を盛り込むこと。
- ・吉備スマート IC の供用開始の前後を問わず利用可能な内容とすること。
- ・岡山市が管理する有音及び無音のデジタルサイネージに掲載を検討しているため、無音でも聴者に内容が伝わるよう、適宜、テロップやイラスト等を用いること。
- ・広報動画は、岡山市公式 Youtube チャンネルに掲載するとともに、4- (4) に記載の SNS 広告において、広告素材として利用することを想定しているため、それらの用途でも効果的に活用できるものとする。

②動画データは、DVD-R 等に格納し、MP 4 形式で納品すること。なお、容量は 20MB 未満とすること。

(2) ポスターの作成・掲示

吉備スマート IC の存在や 24 時間化・大型車対応等について、強く印象付けることで、利用促進につなげるためのポスターを作成すること。

①以下の要件を満たすこと。

- ・B2 版 縦型 片面カラー印刷、コート紙（光沢あり）で作成すること。
- ・吉備スマート IC の供用開始日時及び 24 時間化・大型車対応、ETC 専用の旨を盛り込むこと。
- ・吉備スマート IC の供用開始の前後を問わず利用可能な内容とすること。
- ・4- (1) で作成した広報動画の URL を QR コードに変換して掲載すること。
- ・画像データを利用して、岡山市が管理するデジタルサイネージに掲載することも検討しているため、フォントサイズ等に注意し、視認性の高いデザインとすること。

②作成部数は 100 部とし、70 部は岡山市役所に納品し、岡山市が市関係施設（地元小中学校、支所等）や NEXCO 関連施設（サービスエリア等）に掲示する。残りの 30 部は、受託者が広報の目的に沿った掲示場所（その他関連施設、事業者等）を提案し、掲示すること。

③画像データについて、RGB データで納品すること。また、PDF 及び JPEG 形式でサイズは、W1080p×H1920p とし、CD-R 等に格納して納品すること。

(3) チラシの作成・配布

手に取りたくなるような目を引くデザインとするとともに、イラストや文章等を用いて一般の人々にわかりやすく、吉備スマート IC の事業効果等を詳しく説明することで、利用促進につなげるため

のチラシを作成すること。

①以下の要件を満たすこと。

- ・吉備スマート IC の供用開始日時及び 24 時間化・大型車対応、ETC 専用の旨、事業効果、位置や進入方法等をイラストや文章等により説明すること。
- ・吉備スマート IC の供用開始の前後を問わず利用可能な内容とすること。
- ・A4 版 縦型 両面カラー印刷、コート紙（光沢あり）で作成すること。
- ・4-（1）で作成した広報動画の URL を QR コードに変換して掲載すること。

②作成部数は 3,500 部とし、3,150 部は岡山市役所に納品し、岡山市が市関係施設（地元小中学校、支所等）や NEXCO 関連施設（サービスエリア等）に配布する。残りの 350 部は、受託者が広報の目的に沿った配布場所（その他関連施設、事業者等）及び方法を提案し、配布すること。

③画像データについて、PDF 及び JPEG 形式で、サイズは W1080p×H1920p とし、CD-R 等に格納して納品すること。

（４）SNS 広告の掲載

吉備スマート IC の存在や 24 時間化・大型車対応等について、効果的なターゲットに対して強く印象付けることで、利用促進につなげるための SNS 広告を行うこと。

なお、4-（1）で作成した広報動画を広告素材として利用し、SNS 広告からのリンク先として岡山市がホームページ上に作成する吉備スマート IC に関する Web ページを設定することを想定している。

ただし、より効果的な広告素材やリンク先があれば企画提案書に記載の上、提案することも可能とする。

①以下の要件を満たすこと。

- ・SNS、動画共有サイト等での広告掲載を実施すること。
- ・SNS 等のアカウントが必要な場合には、受託者が作成・管理すること。
- ・受託者は、SNS 広告の掲載に関して、インプレッション数、クリック数等の効果測定に必要な指標を取得し、これらの指標に基づく集計結果を定期的に取りまとめて岡山市に提出すること。

（５）新聞広告データの作成

目を引くデザインとするとともに、イラストや文章等を用いて一般の人々にわかりやすく、吉備スマート IC の供用開始日時や事業効果等を説明することで、利用促進につなげるための新聞広告データを作成すること。

なお、本業務は新聞広告データの作成のみであり、新聞広告の出稿は本業務に含まれない。

ただし、自由提案において、本業務で作成した新聞広告データを用いた新聞広告の出稿を行うことを妨げるものではない。

①以下の要件を満たすこと。

- ・吉備スマート IC の供用開始日時及び 24 時間化・大型車対応、ETC 専用の旨をイラスト

や文章等を用いて説明すること。

- ・吉備スマート IC の供用開始前と供用開始後に出稿するための新聞広告データを異なる内容で作成すること。

- ・広告データの仕様は半 5 段 カラー（横 190 mm×縦 168 mm）とする。

② 広告データについて、400MB 以下の N-PDF 形式で CD-R 等に格納して納品すること。

（６）調整業務（企画提案書への記載は要しない）

本業務は、開通式典及び祝賀行事内で実施する演奏等に係る準備及び当日の運営を円滑に行うことを目的とする。受託者は、岡山市及び出演者、開通式典及び祝賀行事の運営を担う業者と調整・連携し、出演者の選定、スケジュールリング、演目の選定等の幅広い調整業務を行う。

開通式典は地元小学校体育館で開催を想定しており、当該小学校の児童による合唱を想定している。また、祝賀行事は、吉備スマート IC 付近の屋外での開催を想定しており、地元民間団体による演奏を想定している。

なお、開通式典及び祝賀行事の日程が未定であることから、日程確定後に祝賀行事の出演者等は、受託者からの提案も踏まえ、岡山市との協議により出演者を決定することとする。

① 今後決定する開通式典全体の流れに合わせて演奏時間等を調整し、出演者及び演目を決定すること。

② 出演者に対してスケジュール、場所、必要な注意事項を事前に案内し、理解を促すこと。

③ 当日は、出演者の導線及びタイミング等の管理を行い、スムーズな進行をサポートすること。

④ 祝賀行事の出演者への出演料等の費用が発生する場合には受託者が負担すること。

（７）成果の提出（企画提案書への記載は要しない）

成果の提出期限は原則として次のとおりとするが、岡山市と受託者の協議により変更することも可能とする。

	業務の内容	提出期限	備考
①	広報動画（15 秒）	令和 7 年 11 月 4 日（火）	
②	ポスター	令和 7 年 11 月 4 日（火）	データ納品
③	ポスター	令和 7 年 11 月 14 日（金）	ポスター（紙）納品
④	チラシ	令和 7 年 11 月 14 日（金）	データ、チラシ（紙）納品
⑤	新聞広告データ	掲載日の 10 営業日前	

5 留意事項

（１）本業務において製作される広報媒体は、目的を明確にし、理解しやすいコンセプトとデザインの統一性を維持すること。さらに、岡山市のブランドイメージに合致しつつ、市民の期待と信頼を損なわない内容とすること。

（２）本業務において製作される広報媒体は、視覚障害者を含む多様な方への情報アクセシビリティに配慮すること。

（３）各種広報手段を相互連携することにより効果的に発信すること。

- (4) 広報媒体の製作にあたっては、著作権に制限のない素材を使用し、委託業務終了後も岡山市が自由に利用・改変できるようにすること。
- (5) 本契約に基づいて製作された成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は岡山市に帰属する。また、それらの成果品について、受託者は著作権者人格権を行使しないこと。
- (6) 吉備スマート IC の供用開始日時は未定であることから、例えば、デザインにおいては供用開始日時を任意の日時と仮定したり、スケジュールにおいては供用開始日の○か月前と記載したりすること。
- (7) 以下の事項を含む成果品を製作することは認めない。
 - ・公序良俗に反する恐れのあるもの。
 - ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの。
 - ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの。
 - ・誹謗中傷を含むもの。
 - ・わいせつな内容を含むもの。
 - ・業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの。
 - ・政治性のあるものや選挙に関係するもの。
 - ・宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの。
 - ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの。
 - ・その他社会通念に照らして岡山市が不適當と認めるもの。

6 業務報告及び支払い

- (1) 受託者は、事業終了後すみやかに、岡山市の担当者と協議のうえで、履行状況をまとめた最終業務報告書（様式は自由）の書面 1 部及び電子データを岡山市に提出すること。
- (2) (1) の電子データは、マイクロソフトオフィス 2019 で閲覧可能なファイルとし、USB メモリ等に格納して提出すること。
- (3) 支払いは完了後払いとする。

7 再委託

- (1) 受託者は、委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ岡山市の承認を得たときはこの限りではない。
- (2) 「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいう。
- (3) 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務を再委託するにあたっては、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、あらかじめ岡山市が指定する様式を用いて届出等を行い、岡山市の承認を得ること。
- (4) 上記 (3) の手続きを経て再委託を受けた第三者（以下、「再受託者」という。）が、さらに別の第三者に再委託を行うことはできない。

8 法令・条例等の適用

受託者及び再受託者は、本業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) その他の関係法令

9 秘密保持

- (1) 受託者及び再受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は岡山市に事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者及び再受託者は、業務の遂行にあたり、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (3) 受託者及び再受託者は、受託情報を保護するため、岡山市と個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

10 損害の賠償

本業務遂行中に受託者及び再受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、全て受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

11 その他

- (1) 本業務に伴う必要な経費は、委託契約額として受託者に支払うものの他は、本仕様書に記載のないものであっても、原則として受託者が負担すること。
- (2) 受託者は契約後、速やかに実施計画書を提出し、岡山市と協議を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり、月 2 回程度の定例協議を行い、進捗状況を岡山市に報告すること。なお、各協議のアジェンダ及び協議録を作成すること。
- (4) 緊急事態が発生した場合、受託者は即座に岡山市へ連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 本業務に係る各種の証拠書類については、業務完了日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに岡山市と受託者とが協議して決めるものとする。
- (7) 受託者は、本業務の履行において、第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。